

は投資者保護のため有害であると認めるとき。十日以内の期間を定めて取引所有価証券市場における有価証券の売買等の全部若しくは一部の停止を命じ、又は閣議の決定を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

内閣総理大臣は、前項第一号の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をとることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第一項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第一百五十三条 内閣総理大臣は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該証券取引所に対し、定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。この場合

においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

「第七節 雜則」を削る。

第一百五十三条の次に次の節名を付する。

第七節 雜則

第一百五十四条を次のように改める。

第一百五十四条 第八十一条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第一百五十四条の次に次の章名及び節名を付する。

第五章の二 外国証券取引所

第一節 総則

第一百五十五条及び第一百五十五条の二を次のように改める。

第一百五十五条 外国有価証券市場を開設する者は、第二十八条及び第八十条第一項の規定にかかわらず、

内閣総理大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる取引について、その使用する電子情報処理組織と当該各号に定める者の使用に係る出入力装置（以下「外国証券取引所出入力装置」という。）とを接続することにより、当該各号に定める者に外国証券取引所出入力装置を使用して当該各号に掲げる取引を行わせることができる。

- 一 外国有価証券市場における有価証券の売買及び外国市場証券先物取引 証券会社及び外国証券会社
- 二 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等に係るものに限る。）並びに第六十五条第二項第六号ロ、亦及びヘに掲げる取引 登録金融機関のうち内閣府令で定める業務を行う者

第二十九条の二の規定は、前項の認可について準用する。

第一百五十五条の二 前条第一項の認可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 本店又は主たる事務所の所在の場所

三 国内に事務所があるときは、その所在の場所

四 役員の役職名及び氏名

五 国内における代表者の氏名及び国内の住所

六 外国証券取引所参加者（外国証券取引所出入力装置を使用した前条第一項各号に掲げる取引（以下「外国市場取引」という。）を行う者をいう。以下同じ。）に外国市場取引を行わせる外国有価証券市場の種類及び名称

七 外国証券取引所参加者の商号又は名称

八 その他内閣府令で定める事項

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一定款並びに外国市場取引に係る業務規程及び受託契約準則（これらに準ずるものと含む。以下この章において「業務規則」という。）

二 外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 その他内閣府令で定める書類

第一百五十五条の二の次に次の三条及び一節並びに節名を加える。

第一百五十五条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 認可申請者が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分（以下この号及び第一百五十五条の十において「法令等」という。）又は業務規則に違反した外国証券取引所参加者に対し法令等又は業務規則を遵守させるために必要な措置をとることができること。

三 認可申請者の業務規則が外国証券取引所参加者が行う外国市場取引を公正かつ円滑ならしめ、及び投資者を保護するために十分であること。

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が外国証券取引所参加者に外国市場取引を行わせる外国有価証券市場を開設してから政

令で定める期間を経過するまでの者であるとき（政令で定める場合に該当するときを除く。）。

二 認可申請者がこの法律若しくは外国証券業者に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者が第百五十五条の十第一項の規定により第百五十五条第一項の認可を取り消され、第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消され、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され、若しくは同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により同法第十三条の二第一項の許可を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在する国において受けている第二十八条若しくは第六十六条の二の登録若しくは第八十条第一項、第一百五六条の一若しくは第百五十六条の二十四第一項の免許と同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに第八十三条第一項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者があるとき。

五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないとき。

六 認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第一百五十五条の四 内閣総理大臣は、第一百五十五条の一第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その認可を与えることが適当でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならぬ。

内閣総理大臣が、第一百五十五条第一項の規定による認可を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

第一百五十五条の五 外国証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、毎年四月から翌年三月までの期間における外国市場取引に関する業務報告書を作成し、当該期間経過後二月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二節 監督

第一百五十五条の六 内閣総理大臣は、外国証券取引所が第一百五十五条第一項の認可を受けた当時第一百五十五条の三第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

第一百五十五条の七 外国証券取引所は、第一百五十五条の二第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容若しくは方法について変更があつた場合、業務規則について重要な変更があつた場合その他内閣府令で定める場合には、その日から一週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一百五十五条の八 外国証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第一百五十五条第一項の認可是、効力を失う。

- 一 外国市場取引を行う外国証券取引所参加者がなくなつたとき。
- 二 外国市場取引が行われる外国有価証券市場の全部を閉鎖したとき。
- 三 解散したとき。

前項の規定により認可が失効したときは、その国内における代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一百五十五条の九 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外国証券取引所若しくは外国証券取引所参加者に対し外国市場取引に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該外国証券取引所の外国市場取引に係る業務の状況若しくは書類その他の物件を検査させることができることとする。

第一百五十五条の十 内閣総理大臣は、外国証券取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該外国証券取引所の第一百五十五条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて外国市場取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は外国市場取引に係る業務の変更若しくは一部の禁止を命ずることができる。

- 一 第百五十五条の三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。
- 二 第百五十五条の三第一項第一号から第五号までに該当する」ととなつたとき。
- 三 認可に付した条件に違反したとき。

四 法令等若しくは業務規則に違反したとき、又は外国証券取引所参加者が法令等若しくは業務規則に違反する行為をしたにもかかわらず、これに対し法令等若しくは業務規則を遵守させるために当該外国証券取引所に認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つたとき。

五 外国証券取引所の行為又はその開設する外国有価証券市場における外国市場取引の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき。

内閣総理大臣は、外国証券取引所の国内における代表者（国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。以下この項において同じ。）が法令等に違反したときは、当該外国証券取引所に対し、当該国内における代表者の解任を命ずることができる。

内閣総理大臣は、第一項の規定により外国市場取引の全部若しくは一部の停止又は外国市場取引に係る業務の変更若しくは一部の禁止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならぬ。

第二節 雜則

第一百五十六条中「第八十条」を「第一百五十五条」に改める。

「第五章の一 証券取引清算機関等」を「第五章の三 証券取引清算機関等」に改める。

第一百五十六条の四第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 免許申請者が第一百四十八条、第一百五十二条第一項、第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第一百五十六条の二十六において準用する第一百四十八条若しくは第一百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、若しくは第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第六十六条の十八

第一項の規定により登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうちに第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

第一百五十六条の四第二項第五号中「その添付書類」を「これに添付すべき書類」に改める。

第一百五十六条の六第一項中「第一条第二十六項」を「第二条第三十項」に、「同条第二十六項」を「同条第三十項」に改める。

第一百五十六条の十四第一項中「第一百五十六条の四第二項第四号イからハまで」を「第八十三条第二項第11号イ、ロ又はホ」に改める。

第一百五十六条の二十一第一項中「第二条第二十ニ項」を「第二条第三十項」に改める。

「第五章の三 証券金融会社」を「第五章の四 証券金融会社」に改める。

第一百五十六条の二十五第二項各号を次のように改める。

一 免許申請者が資本の額が第一百五十六条の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二 免許申請者が第二十八条の四第一項第七号に該当する者であるとき。

三 免許申請者が第一百四十八条、第一百五十二条第一項、第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項、次条において準用する第一百四十八条若しくは第一百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、若しくは第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうちに第八十三条第一項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

五 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

第一百五十六条の二十六中「第一百五十一条」を「第一百四十八条」に改める。

第一百五十六条の二十一第一項中「第一百五十六条の二十五第二項第四号イからハまでの一」を「第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれか」に、「役員」を「取締役、執行役又は監査役」に改める。

第一百六十一条第一項中「証券会社」の下に「許可外国証券業者」を加える。

第一百六十二条第一項中「若しくは許可外国証券業者」を加える。

第一百六十三条第一項中「総株主の議決権」の下に「(第三十二条第五項に規定する議決権をいう。)」を加え、同条第二項中「相手方が証券会社」の下に「許可外国証券業者」を加える。

第一百六十六条第五項中「優先出資法第一条第一項に規定する」を削る。

第一百八十八条中「証券会社」の下に「登録金融機関、証券仲介業者」を、「会員等」の下に「証券

取引所持株会社、外国証券取引所若しくはその外国証券取引所参加者」を加える。

第一百九十条第一項中「若しくは第三項」を「から第三項まで」に改め、「第六十五条の二第十項」の下に「第六十六条の二十」を加え、「第一百五十四条」を「第一百三条の二、第一百六条の六、第一百六条の十六、第一百六条の二十、第一百六条の二十七、第一百五十一条、第一百五十五条の九」に改める。

第一百四十四条の三中「証券取引所」の下に「外国証券取引所」を加え、同条第五号中「第一百五十一条又は第一百五十五条第一項第一号」を「第一百四十八条又は第一百五十二条第一項第一号」に改め、同条第六号中「第一百五十五条第一項第一号」を「第一百五十二条第一項第一号」に改め、同条第七号中「第一百五十五条第一項第一号」を「第一百五十二条第一項第二号」に改め、同条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号中「第一百五十一条」を「第一百四十八条」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加える。

八 第百五十五条の六又は第一百五十五条の十第一項の規定による第一百五十五条第一項の認可の取消し

九 第百五十五条の十第一項の規定による外国市場取引の全部又は一部の停止の命令

第一百四十四条の四第一項第二十五号を同項第三十八号とし、同項第二十四号を同項第三十七号とし、同

項第二十二号中「第一百五十一條」を「第一百四十八条」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第一二十二号を同項第三十五号とし、同項第十八号から第一二十一号までを二三号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「第一百五十五条第一項第一号」を「第一百五十二条第一項第一号」に改め、同号を同項第二十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十八 第百五十五条第一項の規定による認可

二十九 第百五十五条の六又は第一百五十五条の十第一項の規定による第一百五十五条第一項の認可の取消し

三十 第百五十五条の十第一項の規定による命令

第一百九十四条の四第一項第十六号中「第一百五十五条第一項第一号」を「第一百五十二条第一項第一号」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第十五号中「第一百五十二条第一項」を「第一百四十九条第一項」に改め、同号を同項第一十五号とし、同項第十四号中「第一百五十一條又は第一百五十五条第一項第一号」を「第一百四十八条又は第一百五十二条第一項第一号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十三号を同項第二十三号とし、同項第十一号を同項第二十一号とし、同項第十一号の次に次の十号を加える。

- 十二 第百六条の三第一項又は第四項ただし書の規定による認可
- 十三 第百六条の七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令
- 十四 第百六条の七第一項の規定による第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可の取消し
- 十五 第百六条の十第一項又は第三項ただし書の規定による認可
- 十六 第百六条の十七第一項又は第二項ただし書の規定による認可
- 十七 第百六条の二十一第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令
- 十八 第百六条の二十一第一項の規定による第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可の取消し
- 十九 第百六条の二十六の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し
- 二十 第百六条の二十八第一項（第百六条の三十一において準用する場合を含む。）の規定による命令
- 二十一 第百六条の二十八第一項の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し
- 二百九十四条の四第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
- 四 第百六条の八第二項（第百六条の二十一第一項及び第百六条の二十九第一項において準用する場合

を含む。) の規定による届出

第一百九十四条の四第二項に次の一号を加える。

八 第百五十五条の八第二項の規定による届出

第一百九十四条の五第二項中「金融破綻処理制度」を「金融破綻^{たん}処理制度」に改め、「登録金融機関」の下に「証券仲介業者」を、「証券取引所」の下に「証券取引所持株会社、外国証券取引所」を加える。

第一百九十四条の六第一項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「第一百五十四条」を「第一百五十一条」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第百五十五条の九の規定による権限(外国市場取引の公正の確保に係る外国証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

第一百九十四条の六第二項第三号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 第六十六条の二十の規定による権限(第二条第十一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

第一百九十八条第十二号中「第二十一条」の下に「又は第六十六条の二」を加え、同条第十三号中「第三十五条」の下に「又は第六十六条の九」を、「証券業」の下に「又は証券仲介業」を加える。

第一百九十八条の二第一項第一号中「前条第十八号」を「前条第十九号」に改める。

第一百九十八条の三中「第六十五条の二第六項」の下に「及び第六十六条の十四」を加え、「又は金融機関」を「金融機関若しくは証券仲介業者」に改め、「従業者」の下に「又は証券仲介業者」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第一百九十八条の三の二 第百六条の十第一項又は第二項の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十八条の四中「金融機関」の下に「証券仲介業者」を、「証券取引所」の下に「証券取引所持株会社、外国証券取引所」を加え、「又は証券金融会社」を「若しくは証券金融会社」に改め、「従業者」の下に「又は証券仲介業者」を加え、同条第二号中「又は第五十六条の二第二項」を「第五十六条の二第二項又は第六十六条の十八第一項」に改め、同条第三号中「第一百五十五条第一項」を「第一百五十二条第一項」に改め、「措置」の下に「第一百五十五条の十第一項の規定による停止、変更若しくは禁止」

を加え、同条に次の一号を加える。

四 第百六条の二十八第二項の規定に違反したとき。

第一百九十八条の五第一号中「第六十九条、第八十二条」を「第六十六条の三、第六十九条、第八十二条、第一百六条の十一、第一百五十五条の二」に改め、同条第二号中「又は第一百五十六条の三十五」を「第六十六条の十五第一項、第一百五十五条の五又は第一百五十六条の三十五」に改め、同条第三号中「若しくは第五十二条第三項」を「第五十二条第三項若しくは第六十六条の十六」に改め、同条第七号中「第五十九条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第十項」を「第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第一百二条の三、第一百六条の六、第一百六条の十六又は第一百六条の二十」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第一百三条の三、第一百六条の六、第一百六条の十六、第一百六条の二十、第一百六条の二十七、第一百五十一条、第一百五十五条の九、第一百五十六条の十五、第一百五十六条の三十四又は第一百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百九十九条中「第一百五十四条」を「第一百六条の二十七、第一百五十一条、第一百五十五条の九」に改め、「証券取引所」の下に「証券取引所持株会社、外国証券取引所」を加え、「証券金融会社又は」を「証券金融会社、証券取引所の子会社（第八十七条の二の二第二項に規定する子会社をいう。）」、証券取引所持株会社の子会社（第一百三条第四項に規定する子会社をいう。）に改め、「発行者」の下に「又は外国証券取引所の外国証券取引所参加者」を加える。

第二百条第十八号を同条第二十二号とし、同条第十七号を同条第二十一号とし、同条第十六号を同条第二十号とし、同条第十五号中「第一百三条」を「第一百三条第一項若しくは第二項ただし書又は第一百六条の十四第一項若しくは第二項ただし書」に改め、同号を同条第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

十八 第百六条の三第一項若しくは第四項、第一百六条の七第二項、第一百六条の十七第一項若しくは第三項又は第一百六条の二十一第二項の規定に違反した者

十九 第百六条の七第一項又は第一百六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

第一百条第十四号中「第六十五条の二第六項」の下に「及び第六十六条の十四」を加え、同号を同条第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。